

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	長等創作展示館の入館の制限等	
根拠法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則 (平成7年規則第38号)	(条項) 第4条
基準法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則	(条項) 第4条
所 管 部 署	市民部 文化・青少年課	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>長等創作展示館への入館が大津市創作展示館の管理運営に関する規則第4条各号のいずれかに該当することを基準とし、同条第3号に規定する「その他展示館の管理上必要な指示」とは、同規則第5条各号に規定する事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p> <p>【根拠法令・基準法令】 大津市創作展示館の管理運営に関する規則 (入館の制限) 第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館させることができる。 (1) 創作展示館の施設若しくは設備又は展示館資料等を汚損し、又は損傷するおそれのある者 (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれのある者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者 (3) その他展示館の管理上必要な指示に従わない者 (入館者の遵守事項) 第5条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 創作展示館の施設若しくは設備又は展示館資料等を汚損し、又は損傷しないこと。 (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。 (3) 展示館資料に触れないこと。 (4) 常設展示又は特別展示を開催している場所で、インク、墨汁等を使用しないこと。 (5) 許可を受けないで、展示館資料の撮影、模写等を行わないこと。 (6) 所定の場所以外において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。 (7) 創作展示館において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等を行わないこと。 (8) その他係員の指示に従うこと。</p>		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。